

# 施工条件明示書

(令和3年度広島高速4号線トンネル内消火栓更新工事)

## 1. 作業時間及び関連業者について

- (1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。
  - 1) 昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)  
※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30までとする。
- (2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。
  - 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等)
  - 2) 公社維持業者 (道路維持工事等)
  - 3) 公社交通管制業者
  - 4) 公社料金収受業者
  - 5) 公社が発注する工事の施工業者
  - 6) その他関連業者

## 2. 施工について

- (1) 工事用車両  
工事用車両の現場出入りは以下のとおり見込んでいる。なお、詳細計画については、別途、関係機関等と協議の上、決定するものとする。
  - 1) 高速4号線下り線・・・中広入路 → 沼田出路  
運行車両について、受注者自ら利用台数 (月単位) を記録・整理し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 現場出入りに係る広島高速道路通行料金については、次のとおり見込んでいる。なお、詳細な通行方法については事前に監督員と協議を行うこととし、設計変更の対象とする。
  - 1) 令和4年度
    - (a) 高速4号線下り線 普通車 (トラック 16、ライトバン 34、規制車・標識車 34)  
計 84 台

※上記車両の通行は、片道の通常料金を見込んでいる。
- (3) 撤去及び据付箇所以外の設備については、停止がないこと。また、更新した個所について、引渡し前であっても使用可能とすること。ただし、特別な場合 (試験調整で使用できない場合等) を除く。

## 3. 安全対策について

現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員を昼間においては延べ48人 (4人/日、交代要員なし)、を配置するよう見込んでいる。なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、別途監督員と協議を行うこと。

(1) 令和4年度

1) 高速4号線 交通誘導員A 12人、交通誘導員B 36人

#### 4. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書（平成28年4月広島高速道路公社）「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

#### 5. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和3年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（広島県 令和3年3月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和3年9月版によるものとする。

(3) 消火栓・配管等の撤去品について

本工事で発生する金属くずの処分先については、次の処分先条件を想定している。なお、令和4年度に全撤去品の処分を行うこと。

（処分先） 広島県広島市南区

（運搬距離） 約 25.8 km

（処分費用） 平日昼間の受け入れ費用

(4) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。

1) 高速4号線

(a) トンネル内消火栓

(b) 給水用配管

(5) 部品等再利用について

消火栓の内部構成部品について、取替を想定しているが、資材発注前に監督員と現地立会又は写真等で協議を行い、使用可能な部材について再利用で更新すると監督員が判断した場合には、設計変更の対象とする。

次の部材等については再利用を想定している。

①トンネル内消火栓に係る架台、②管理銘板、③消火器、④保温材・テープヒータ

また、内装板も一時取り外すが、機器更新後再設置とする。保管場所については監督員と協議すること。